

I 行政改革の必要性

今日の市町村を取り巻く情勢は、少子・高齢化の進行、地方分権の進展、国、地方の財政の著しい悪化など大きく変化しており、今後、地域社会の存続そのものが危うくなりかねない地域が出てくること懸念されることから、平成17年8月1日に池川町、吾川村及び仁淀村が合併し、仁淀川町が発足しました。

本町を取り巻く社会経済情勢は厳しく、平成17年10月に行われた国勢調査結果を見てみますと、人口は前回の平成12年調査に比べ、843人(10.3%)減少し、7,346人となっています。また、年齢構成では14歳以下の年少人口の占める割合は9.4%と年々減少していますが、逆に65歳以上の高齢者の占める割合は46.4%と増加傾向となっています。このことは本町の過疎化、少子・高齢化が進んでいることを示しているとともに社会保障費や医療費等の財政需要が増加傾向にあることも示しています。

また、景気の低迷による税収の伸び悩み、国の構造改革による地方交付税制度や起債制度の見直し、国庫補助負担金の整理合理化がされるなど財政状況は一層厳しさを増しています。

しかし、厳しい財政状況ではありますが、社会情勢の変化に的確に、また、柔軟に対応した個性あふれる地域づくりを行い、町民の満足度を一層高めていくとともに、地方分権時代にふさわしい自立した自治体としていくためには、行財政の構造改革が必要となっています。

そのため、仁淀川町行政改革大綱を策定し、行財政の構造改革に取り組んでいきます。

行政改革は、町の政策の決定やそれに伴う施策、事務事業の選択を適切に行いその効率的な推進を図って、最少の経費で町民の皆さんにとって満足度の高い行政サービスを提供できるよう、行政の仕組みを改革しようとするものです。

II 取組期間

仁淀川町行政改革大綱の取組期間は、平成18年度から平成21年度までの4年間とします。

Ⅲ 改革の推進体制

町民の意見を反映させるための推進体制の充実を図り、改革への取り組みにつなげていきます。

1 行政改革推進委員会

仁淀川町行政改革大綱を策定するにあたり、有識者からなる行政改革推進委員会を設け委員の意見をお聴きしながら策定いたしました。

今後は、定期的にその取組状況を報告し、報告に対する意見をお聴きし、改革の更なる取り組みにつなげていきます。

2 行政改革推進本部

町長を本部長とする行政改革推進本部において、改革の推進管理に努めていきます。

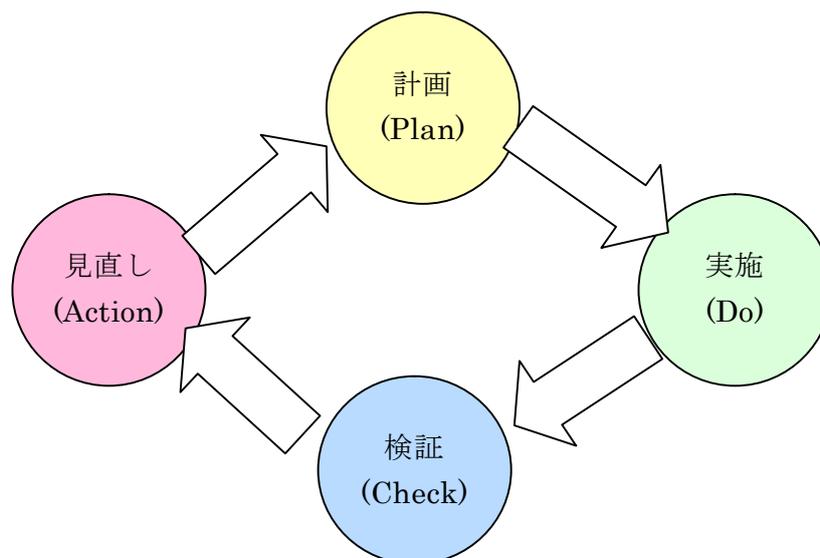
また、それぞれの取り組みに関係する職員で構成するグループを立ち上げ、全職員が一丸となって改革に取り組んでいきます。

3 行政改革の取組状況の公表

改革の取組状況を町の広報誌やホームページで公表していきます。

4 改革の進行管理

計画策定（Plan）、実施（Do）、検証（Check）、見直し（Action）のサイクル（PDCA サイクル）に基づいた取り組みを行います。



IV 改革の取り組み

1 事務事業の見直し及び民間委託の推進

限られた財源の中で、社会情勢の変化や多様化する町民ニーズ、新たな行政課題に的確に対応していくため、事務事業の必要性、効率性、公平性を勘案し見直しを行います。

また、その見直し作業や新たな行政課題への対応に際しては、行政評価システムの導入に積極的に取り組み、事業の目的と成果をより明確にした透明性の高い行政運営に努めるとともに、町の事業で民間に委託した方が効果的なものについては積極的、計画的に外部委託を推進します。

【改革の方向性】

(1) 業務のスリム化・重点化等による見直しについて

① 各種イベント・行事の見直し

イベントや各種行事について、社会経済情勢の変化に伴いその必要性・効果・町民の関心度等を精査し、町の役割について点検を行い、統合、縮小、内容変更等の見直しを行います。

② 道路維持補修の見直し

道路等維持補修業務の効率的な執行を図るため、小規模で早期に対応が必要な工事や軽微な工事を除き、土木工事等を施工する専門業者などへの工事請負(委託)にて執行するなど民間委託を推進します。また、吾川・池川の直営班の体制についても検討していきます。

③ 行政評価システムの導入

町で行っている全業務について、その目的、手段、達成目標を明らかにし、業務目的毎に成果指標を設け、町民にとってどのような効果があったかということなどを検証し、事務事業の見直しを図っていきます。

NO	施策の名称	担当課	実施年度				実施内容
			18	19	20	21	
1-1-1	イベント・行事等の見直し	企画課	検討		実施		
1-1-2	道路維持補修の見直し	産業建設課、池川地域振興課	検討・実施				専門業者などへの民間委託の推進
1-1-3	行政評価システムの導入	企画課	検討		実施		20年度実施に向けた検討

【改革の方向性】

(2) 住民の利便性向上のための見直しについて

① バスの運行管理の見直し

現在、合併前の旧町村のダイヤで運行しているため、町内の同じ路線を数台のバスが重複して運行している区間があることや運賃についても見直しを行っていないことから、運行管理体制の見直しを行い、経費の節減と利便性の向上に努めます。

② 集落政策の見直し

仁淀川町には150を超える集落（地区）が点在していますが、中には1世帯1人という集落があるなど、もはや集落とは言い難い地区があります。今後このような集落の増加は避けられない状況であることから、区長制度の見直し、地域長制度の拡充推進を行い、行政による極小集落支援体制の整備、拠点集落を中心とした地域単位での地域運営の推進などを早急に検討します。

③ 公営住宅の見直し（建設計画、既存住宅の改修計画等）

将来の公営住宅の適正戸数、供給戸数及び既存住宅の改修等の具体的な数値目標を盛り込んだ「仁淀川町マスタープラン」を早期に策定し、その在り方を見直すとともに、バリアフリー化等による高齢者や身体障害者にやさしい公営住宅を目指します。

NO	施策の名称	担当課	実施年度				実施内容
			18	19	20	21	
1-2-1	バスの運行管理の見直し	総務課、企画課、 教育委員会	検討	実施			ダイヤ、料金の見直し
1-2-2	集落政策の見直し	企画課	検討・実施				区長制度の見直し、 地域長制度の拡充
1-2-3	公営住宅の見直し	町民課、住民課	検討			○	マスタープランの策定

【改革の方向性】

(3) 民間委託の推進

① 合併前の各町村の同様の業務で、委託の有無及びその内容に違いがあるなど調整できていないものについては早急に調整を行ったうえ、委託のメリットが少ない業務については見直しを図っていきます。

なお、ゴミの収集委託については、平成21年度までの複数年の委託契約を行っているため、今計画期間中は平成22年からの取り扱いについての検討を行います。

② 適法性、公益性に配慮しながら費用対効果の視点から、民間に任せた方が妥当と考えられる業務は、可能なものから民間委託を推進します。

NO	施策の名称	担当課	実施年度				実施内容
			18	19	20	21	
1-3-1	庁舎等の清掃	総務課、住民課	検討・実施				本庁、支所の取り扱いの統一
1-3-2	庁舎の夜間警備	総務課、住民課	検討・実施				同上
1-3-3	ゴミ収集	町民課、健康福祉課	検討				同上
1-3-4	水道施設維持管理	町民課、地域振興課	検討・実施				同上
1-3-5	情報処理システム保守	企画課	検討・実施				業務内容の把握と適正価格の設定
1-3-6	診療所の医療事務、給食、清掃等	保健福祉課	検討・実施				専門業務の民間委託

【改革の方向性】

(4) 公の施設の在り方と指定管理者制度への対応

- ① 施設の使用頻度や管理の状況などを検証し、今後の施設の在り方について、利用される方へのサービスの向上と経費の削減に向けた管理運営の方策を検討していきます。また併せて、役割を終えている施設については、廃止や他の団体への移管及び地域への譲渡などについて検討していきます。
- ② 現在、指定管理者によらず、管理運営を委託している施設が6施設ありますが、遅くとも平成18年9月1日から指定管理者による管理へ移行できるよう所要の手続きを行います。また、その他の施設についても指定管理者制度導入の可能性について検討します。

公の施設の管理は地方自治体が2分の1以上出資している法人、公共団体及び公共的団体以外には管理を委託することができませんでしたが、平成15年の地方自治法の改正により、公の施設の管理を「法人その他の団体に管理」（指定管理者）させることが可能となりました。

指定管理者制度は、施設の目的を効果的に発揮するため、広く民間のノウハウを活用することが制度の目的の一つとなっています。

なお、この法改正によりそれまでの管理委託制度は廃止されましたので法改正時に管理委託をしている施設については、地方自治体が直接管理運営を行うか指定管理者による管理を行うかいずれかの方法によることとなりました。

NO	施策の名称	担当課	実施年度				実施内容
			18	19	20	21	
1-4-1	公の施設の在り方について	総務課ほか	検討・実施				使用頻度等を検証し 廃止・移管等の検討
1-4-2	指定管理者制度の導入	企画課	○				「しもなの郷」の指定管理
1-4-3		保健福祉課、健康福祉課	○				デイサービスセンターの指定管理
1-4-4		産業建設課	○				「ゆの森」「笑美寿茶屋」の指定管理
1-4-5		仁淀地域振興課	○				「観光センター」の指定管理
1-4-6	直接管理している施設の指定管理者制度の検討	総務課ほか	検討・実施				導入の可能性についての検討

2 財政の健全化

長引く景気低迷による税収の落ち込みに加え、国の構造改革による国庫補助負担金の廃止・縮減や地方交付税の大幅な削減が行われた結果、本町の財政状況は非常に厳しいものとなっています。

限られた財源の中で、少しでも多くの町民ニーズに応えられるように、町民の理解と協力を得ながら、財政運営の健全化に取り組んでいきます。

【改革の方向性】

(1) 内部管理コストの削減について

- ① 庁舎も含めた公共施設の管理運営にあたっては、経費節減の観点から、リサイクルの推進、省エネルギーの徹底等、職員意識の改革を推進します。
- ② 公用車について、本庁、支所の人員配置及び業務量に見合った適正な管理を行い、コストの削減に努めます。
- ③ 予算編成の際、創意工夫による事務事業の見直しを徹底し、経常的経費の削減に努めます。
- ④ 合併年度の17年度と比較して、最終年度の21年度には内部管理コストの10%以上の削減を目指します。

NO	施策の名称	担当課	実施年度				実施内容
			18	19	20	21	
2-1-1	管理コストの削減	全課	検討・実施				リサイクルの推進、省エネルギーの徹底
2-1-2	公用車の適正管理	総務課	実施				人員及び業務量に見合った適正な管理
2-1-3	創意工夫による事務事業の見直し	総務課ほか	実施				経常的経費の削減

【改革の方向性】

(2) 補助金、負担金の見直しについて

- ① 合併前の各町村の制度の違いから同じ内容の補助金でも金額に相違があるものについては、一体性及び公平性を確保するため早急に見直しを行うとともに、補助制度そのものについてその必要性や費用対効果の観点から適宜検討を行い適正な執行に努めていきます。
- ② 合併をしたことにより、各種協議会への負担金が減額されるものや、郡単位で構成されていたものについては協議会の構成から外れるものがあるため、全体として減額されますが、それ以外についても継続性・必要性を考慮しながら見直しを行います。
- ③ 補助金・負担金とも、目的や効果、町の関与の必要性等を検討し、目的が達成されたものや、事業全体に対して補助負担の割合が少ないもの等については、廃止の方向とします。
- ④ 合併年度の17年度と比較して、最終年度の21年度には補助金・負担金の総額の10%以上の縮減を目指します。

NO	施策の名称	担当課	実施年度				実施内容
			18	19	20	21	
2-1-3	補助金の見直し	総務課ほか					一体性及び公平性の確保、費用対効果の検討
2-2-2	負担金の見直し	総務課ほか					継続性、必要性の検討

【改革の方向性】

(3) 受益者負担の適正化について

行政の責任領域に留意し、受益と負担の公平確保、行政効率、効果等を十分吟味し、受益者負担の原則にそって使用料、手数料を定期的に見直し、適正化を図ります。

NO	施策の名称	担当課	実施年度				実施内容
			18	19	20	21	
2-3-1	使用料・手数料等の見直し	全課	検討			実施	21年度に見直しを行うよう検討

【改革の方向性】

(4) 自主財源の確保について

① 町税、国民健康保険税、住宅使用料等の収納率の向上

自主財源は、町が自ら徴収するものであり、この収入の多寡は、財政運営の安定性と行政活動の自主性を確保する上で極めて重要であり、負担者の公平性の観点からも、できるだけ多くの自主財源の確保に努めなければなりません。

そのためには、納付意識の高揚を図るとともに、課税客体の適正な把握、徴収率の向上に努めていきます。

② 滞納整理に向けた取り組み

滞納整理について、職員の資質の向上とその着実な実施により収納率の向上を図ります。

NO	施策の名称	担当課	実施年度				実施内容
			18	19	20	21	
2-4-1	町税の収納率の向上	税務課	検討・実施				文書催告の実施 訪問徴収の強化
2-4-2	国民健康保険税の収納率の向上	税務課	検討・実施				同上
2-4-3	住宅使用料の収納率の向上	町民課	検討・実施				同上 明け渡し請求の実施
2-5-4	滞納整理の取組	税務課ほか	検討・実施				長期滞納者への法的措置の検討及び実施

【改革の方向性】

(5) 町有財産等の適正な管理

① 遊休地の活用

現在、町有財産のうち利活用されていない土地、建物のうち、行政財産については、他の用途への変更や地域での有効な活用方法を考えてみるなど新たな施設としての可能性の検討を行います。

また、検討の結果、利用の可能性がない場合には、利活用されていない普通財産とともに、借地している土地代替地としての活用や売却等の処分の検討を行います。

② 借地の見直し

受益と負担の公平性及び経済情勢の観点から適宜見直しを行います。

学校、住宅、公園などの行政財産として使用している土地については、将来に渡って借り続けることとなるため買い取る必要があり、引き続き地権者と交渉を行い、町有地としていきます。

また、施設の更新時期が来ているものは遊休地等の普通財産での対応について検討を行ったうえ、借地せずに設置するようにします。

それ以外の用地については使用状況について検証し、使用頻度の少ない土地は町有地等での対応の可否について検討を行い、可能なものは土地所有者へ返還していきます。

借地料の単価について統一基準がないため、その基準を設けます。

NO	施策の名称	担当課	実施年度				実施内容
			18	19	20	21	
2-5-1	遊休地の活用処分	全課	検討・実施				
2-5-2	借地の購入（解約）	全課	実施				
2-5-3	単価の基準設定	総務課	検討	実施			

3 組織・機構の見直し

合併をし、平成17年8月1日に仁淀川町が発足したことから、新町での「まちづくり計画」に掲げる施策を着実かつ効果的に推進する体制づくりが求められるとともに社会経済情勢の変化に伴う新たな行政課題や町民の多様なニーズに柔軟に応えられる簡素で効率的な組織・機構づくりを目指していきます。

【改革の方向性】

(1) 組織・機構の見直しについて

- ① 収入役を置かず、その事務を助役が兼掌することとします。なお、出納事務の適正な執行を確保するため出納室に室長を置き、組織の強化に努めます。
- ② 介護保険法の改正により、「地域包括支援センター」の創設が求められていることから、現在設置している在宅介護支援センターの再編や統廃合、居宅介護支援事業所との役割分担を明確にしたうえで、地域包括支援センターを設置します。
- ③ 組織が肥大化することのないよう、簡素・合理化に努めるとともに総合的かつ横断的な組織機構の構築とその運用を図ります。
また、行政課題への迅速な対応、町民ニーズへの的確な対応、柔軟性かつ機動性の確保、組織の簡素化、効率性の向上を図っていきます。

NO	施策の名称	担当課	実施年度				実施内容
			18	19	20	21	
3-1-1	助役による収入役事務の兼掌及び出納室の見直し	出納室	○				
3-1-2	地域包括支援センターの設置	保健福祉課、支所健康福祉課	○				
3-1-3	組織機構の見直し	総務課	検討・実施				課の統廃合、支所機能等について検討

【改革の方向性】

(2) 出資法人の見直しについて

- ① 各種団体の経営努力を促進するための方策について検討を行うとともに、町からの補助金、委託料については、その必要性や効果などを検討し抑制に努めていきます。
- ② 他の団体と類似の業務を行うもの、目的を達成したと思われるもの、事業の存続が困難と思われるものなどの統廃合や完全民営化について検討を行います。
- ③ 町の出資比率が2分の1を超えるものについては、地方自治法の規定に基づき議会へ報告しているところですが、議会への報告以外にも全ての第三セクターについて一般に分かりやすい形で公表を行います。

NO	施策の名称	担当課	実施年度				実施内容
			18	19	20	21	
3-2-1	経営努力促進についての検討	保健福祉課ほか					
3-2-2	統廃合、完全民営化についての検討	保健福祉課ほか					
3-2-3	公表	保健福祉課ほか					18年度に公表方法について検討

4 定員管理、給与の適正化及び人材育成

行政需要に見合った職員定数とするため、定員適正化計画を策定し、適正な管理を行うことにより人件費の抑制を図ります。

給与については、国の制度改革に併せた見直しを行うとともに、特殊勤務手当についてその必要性等を検討していきます。

また、質の高い行政サービスを効率的に提供するため、能力開発を推進し優れた人材を育成していきます。

【改革の方向性】

(1) 定員管理の適正化

職員採用は、退職者5人に対して1人の割合で採用するなど、できる限り職員総数を抑制していきます。

平成18年度から平成21年度までの定員適正化計画を策定し、4年間で13名(6.8%)削減します。また、現在、保育士や看護師の資格を持った者が事務職の中にいることから適材適所への職員の配置を行い全体的な人件費を抑制していきます。

NO	施策の名称	担当課	実施年度				実施内容
			18	19	20	21	
4-1-1	定員適正化計画の実施	総務課					

【改革の方向性】

(2) 給与の適正化

① 給与制度について、国の制度改革に併せて平成18年度から見直しを行います。

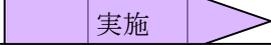
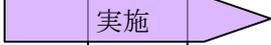
② 特殊勤務手当のうち、町独自の基準により支給しているものがありますが、今後その職務の内容について、手当の必要性及び妥当性について検証を行い、見直しについて検討していきます。

NO	施策の名称	担当課	実施年度				実施内容
			18	19	20	21	
4-2-1	給与制度の見直し	全課	○				
4-2-2	特殊勤務手当の検討	総務課					月額支給されている手当の検討
4-2-3	時間外勤務の縮減	全課					

【改革の方向性】

(3) 人事評価制度の導入

人事評価制度を確立し、適切な運用に努め、昇給・昇格等の給与制度や人材育成等への取り組みにつなげていきます。

NO	施策の名称	担当課	実施年度				実施内容	
			18	19	20	21		
4-3-1	人事評価制度の確立及び試行	総務課	○					
4-3-2	人事評価制度の運用	全課						
4-3-3	人事・給与への人事評価の反映	総務課						

【改革の方向性】

(4) 人材育成の推進

研修制度をより有効的に活用し、組織の円滑な運営や活性化のため、幅広い分野の研修参加の機会を設け、職員の創造力、専門知識及び資質の向上を図っていきます。

時代の変化に即応した人材の育成が必要であり、各分野にわたる専門研修の実施を行うとともに、他の自治体や民間企業等への人事交流も検討していきます。

NO	施策の名称	担当課	実施年度				実施内容
			18	19	20	21	
4-4-1	人材育成基本方針及び研修計画の策定	総務課	○				
4-4-2	人事交流の検討及び実施	総務課	検討・実施				